

会 議 録

会 議 名	令和6年度 第1回 文化財保護委員会	
開 催 日 時	2024年(令和6年)5月20日(月) 午後6時25分～午後7時50分	
開 催 場 所	藤沢市役所8階 8-1会議室	傍聴者数
		0
出 席 者	審議会等の長	鈴木 良明
	委 員	伊藤一美、大野敏、川口徳次郎
	事 務 局	郷土歴史課 菊地課長 磯崎課長補佐 山出課長補佐 荒井上級主査 川口上級主査 芦葉担当 石井担当
議題及び公開・非公開の別	<p>議題(公開)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市指定史跡「大庭城跡」における植栽管理の年間計画について、及び現状変更についての今後の取り扱いについて 2 新林公園に所在する市指定重要文化財「旧小池邸」ならびに「旧福原家長屋門」の維持管理について 3 令和5年度の事業報告及び令和6年度の事業計画 4 神奈川県指定史跡・名勝「江ノ島」の現状変更の許可申請等について 5 市指定重要文化財及び国登録有形文化財の修理について 6 藤沢市文化財保存活用地域計画の策定について 7 展示収蔵施設の整備について 	
非 公 開 の 理 由		
審 議 等 の 概 要	議題1～7について、事務局の説明後、質疑が行われた。会議の詳細については別紙のとおり。	
そ の 他		

会議録別紙

- 委員長** どうもお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。早速議事に入らせていただきたいと思います。お手元の次第がございますけれども、本日は協議事項が2件、それから報告事項が6件、その他が1件ということでございます。順次進めていただきたいと思います。まず、協議事項のアというところでございますが、市の指定の史跡の大庭城跡における植栽管理の年間計画について、および現状変更についての今後の取り扱いということでございます。これについてご説明をお願いいたします。
- 事務局** 登録事項ア、藤沢市指定史跡大庭城跡における植栽の年間管理について及び現状変更等についての今後の取り扱いについて、資料1をご覧ください。大庭城跡は2021年12月に藤沢市指定史跡に指定されました。その指定史跡のほぼ全域が大庭城址公園に当たっています。大庭城址公園は1984年に開園しており、それ以来公園として管理されてきました。管理している公園課と文化財の取り扱いについての共通認識がお互いに図る場も持たれずにきていましたので、この度、郷土歴史課と所管課である公園課、また指定管理者のまちづくり協会の間で話し合いの場を設け、公園内での事業にかかる手続きについて確認を行いました。その結果お互いの業務を円滑に行うため、公園内の植栽管理については、原則として指定文化財の現状変更承認申請を提出していただくことになっているのですが、公園内の植栽管理のうち年間計画で予定しているものについては、年度当初に年間計画を提出してもらい、その内容をもって指定重要文化財等現状変更に係る承認申請を兼ねるものとすることを確認いたしました。また、埋蔵文化財包蔵地に係る手続きについても同様に取り扱うことを確認いたしました。その上で資料の別紙アの1及び別紙アの2、別紙イをご覧ください。こちらは提出された既存の花壇および既存の植栽の年間の管理の一覧表になっています。既存の花壇や植栽の管理についてはこのように1年分の計画を提出してもらい、この計画に予定のされていない新規のものや緊急の修繕など、新規で何か造作をする場合は、都度相談の上、申請をしていただくという形に確認しました。この件について何かご意見ありましたらお願いします。
- 委員長** はい、ありがとうございました。ただいま御説明がございましたけど、大庭城跡については史跡指定したところでございますが、いわゆる現状変更ということについては、教育委員会の承認が必要だと

ということになっているかと思えますけれども、今ご説明の通り、いわゆる簡易な植栽等々の管理について、管理担当課の方とお話し合いされて、簡易的なものについては、郷土歴史課と公園で相談の上という、そのような話になっているように思います。この辺のことについて委員のご意見を承ればと思えます。江ノ島の史跡についても、同様に簡易なものについては、何か以前そんな話があったように思えますけれども、そのレベルで進めていきたいという話じゃないかと思えますがいかがでございましょうか。年間計画で行うというのは、草刈りとか落ち葉の手入れとかですか。

事務局 既存であるものはフジの花とバラ園になりますので、その辺りの管理になります。

委員長 大きな現状変更といいたいでしょうか、掘削等々が出てきた場合には、この委員会で議論をした上で行うこととし、公園の日常的な維持管理、簡易なものについては現状変更の手続きなしで行う、というお話かと思えますが。大庭城跡には大きな木があるんですかね。大木といいたいでしょうか。

事務局 開園してからかなり経っておりますので、その頃若木だったものが結構大きくなっているものは増えてきている状況です。

委員長 例えばそういうものが枯れたときとか、あるいは枯れたのでこれは伐採しなきゃいけないという話になるのだと思えますけど、何か地下に遺構があるとか、そういう話が出てくるかもしれませんよね。それは簡易な管理に当たらないのか、当たるのかというところになるかと思えます。

事務局 年間計画表の中には、枯れ木の処理というのも入ってはございます。ただ、もう明らかに見ただ目で枯れてしまっている木については、伐採すると公園課と話しておりますが、委員長のおっしゃるように、伐根までするとすると、地下の遺構に影響が出る可能性もございませぬので、そうした場合は、我々がきちんと立会いをすとか、あらかじめどのような内容でやるのか届出させていただく対象になると考えております

委員 計画の中では多分やらないのだろうと思うのですが、いわゆる空堀とかですなああいうところの斜面もこの前行ったら相当出てましたけども、しかしあそこは原則人が入らない場所でありますから、特に今回はこの計画の中には入れてははいないということによろしいでしょうか。

事務局 基本的には立ち入らないところはやらないということですが、ただ

場所によってだと思いますので、その辺はこの資料 1 に除草という項目がありますので、はい可能性あることを確認しています。

委員 特に大庭城跡の東側ですと、枝がすぐに出てくるようなケースがこれまでもありました。おそらくそういうものも含めて、この中に入ってるのだらうと思いますので、わかりました。ありがとうございます。

委員 ここでも何回か大庭城跡の映像を見せてもらいましたよね。そういうものを公園課の方に見ていただく、特に委託業者さんですよ、そういう方に見ていただいて、ここにはこういった文化財としての価値があるんだなっていう意識が必要だと思うのです。博物館なんかでは、消防点検とか委託業者さんとかボランティアさんとか、運営管理に関わっている全員に対して、教育していくということが行われます。同じように大庭城址も、管理する方がただの公園ではなくて歴史的に重要な場所なのだと認識することが大事なので、その辺もぜひ協力して、情報共有をしていただければと思います。

委員長 はい、ありがとうございました。よろしいですか。いろいろご意見も出ました。その辺を踏まえて、適切に進めていただければと思います。今回、何かこう文章化したものを作るのですか。お互いに文書を交換するのか、あるいは公園課との間で口約束だけなのか。どうするかは市の内部の話でございましょうけど。

事務局 議事録という形で残すのかなと考えておりますが、取り決めことは、役所だけではなく指定管理者にも入ってもらって共通認識として残していくよう話しております。

委員長 わかりました。どうぞよろしくお願いいたします。それでは続きまして、協議事項の 2 の方でございます。新林公園に所在する指定文化財の旧小池邸、並びに旧福原家長屋門ですかね、これの維持管理についてということでございます。これについてご説明をお願いいたします。

事務局 はい。では続きまして資料 2 をご覧ください。市役所の南側の方に位置している新林公園には指定重要文化財の建造物が 2 件所在しており、一つは旧小池邸でもう一つが旧福原家長屋門となっております。いずれも所管課は公園課となっております。旧小池邸の方はさらにまちづくり協会が指定管理者となっており、一般公開して来園者が屋内の一部に入れるようになっております。長屋門の方はいわゆる門の中を通過するという形をとっております。こちらの維持管理

についてなんですが、資料にあります維持管理について修理履歴をご覧いただきますように、小規模修理は行われてはおるのですが、建造物の劣化の解決となるような大規模修繕は行われていない現状になっています。その上で資料2 - 1 および資料2 - 2、カラー刷りで横長になっている資料の方をご覧ください。本日新規に配布させていただいた資料なのですが、旧小池邸及び長屋門について毎年行われている令和6年3月の保守点検報告から抜粋したものになっています。そちらの報告によると、やはりいずれも要所所で劣化が確認指摘されており、特に旧小池邸古民家の方ですね、こちらの方では考察というところで評価されていますように、屋根の複数箇所雨漏りが発生しておりそのまま放置すると、下部の木材が腐食する可能性があり修理費用が倍増する可能性が高いです、早急に付け替えをした方が良いです、というように指摘されています。また獣害、主にリスですね、リスが建具などをかじっている箇所が見られており、こちらの方は、一昨年から昨年にかけてかなり拡大していました。獣害対策を検討された方が良いです、との指摘を受けています。いずれもそれ以前の令和5年度の保守点検でも同じように報告・指摘されておりましたが、特段の改善に至っていない現状です。また、令和6年度も特に修理の予定はないということになっています。次に、旧福原家長屋門の資料2-2にも記載されているのですが、こちらの方は同じように指摘事項として、屋根の差茅が必要な時期になっています。差茅をせずに放置すると、葺替えが必要となり工事費が倍増する可能性が示されています。また土間の三和土の部分についても、三和土のすり減りによる凹みが顕著となってきたので、来場者がつまずくなどの危険のおそれがあるので補修をされた方が良いです、建具についても所々破損が確認されますので、早めに修理された方が良いです、との指摘を受けています。課題としましては、昨今の財政難や古民家における特殊な修繕にかかる費用の大きさによって予算確保が難しく、劣化が進む状態が続いています。ぜひこの保護委員会で皆様にご意見をいただき、その内容を公園課に提出し、予算要求のための資料に活用してもらいたいと思っています。また今一度所管する公園課に文化財の取り扱いについて意識していただけるよう、ぜひご意見を賜ればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。ただいまご説明にございました旧小池邸と福原家の長屋門は、だいぶ痛みが出てきたようだというこ

とでございますけれども、いかがでしょうか。予算要求をしていくようなことになるかと思っておりますけれども、何かご意見があればぜひお願いしたいと思っております。

委員

まちづくり協会さんというところは指定管理者ですか。

事務局

指定管理者ですが、役割は来場者の案内というような形になっています。

委員

例えば小池邸の考察に載っている背面張出部の杉皮葺きらしいころの苔むしている部分は、ルーフィングという防水紙の下地が露出しているのです、これ以上傷みが進むと木造屋根自体を傷めてしまいます。応急措置として、例えばコケを除去して表面に耐水ベニヤを仮止めしておけば、多分数万円ぐらいでできるので今年中にできないことはないです。市の文化財だから本格的な修理をするということが必要だとは思いますが、それを待っている間に朽ちてしまうのは問題なので、本格的な屋根修理までの応急的な措置も考慮すべきです。また、茅葺のふきかえが必要ですみたいな指摘もあるので、そういうときは数千万（2000万以上）かかるということになると思われ、もう少し金額が安い「差し茅」修理もあり得ると思っております。いずれにしても茅葺き屋根修理と一緒に杉皮葺き部分を直す方が効率が良いです。獣害に関しては、なかなか難しくて本当にそれで建具が傷んだら、仮留めしておくとかってということにならざるを得ない。あと新林公園がどなたに点検報告書を作っていたかかわりませんが、一応指摘事項はごもっともなので、指摘されていることを写真に載せてもらうということは必要だと思っております。ここでは、土間たたきがすり減ってへこんでいるってどのくらいへこんでいて、ハイヒールみたいなのを履いていると危険だとかですね、つまりくという感じがちょっとこの写真ではよくわからないのでへこんでいるそのひどい部分の写真とあと建具についてどの程度痛んでいるのかってということなどもちょっとこれではわからないので、指摘項に関する説明写真を1枚でもいいから載せてもらえば、委員会の席でもある程度判断できます。あるいはこの長屋門のくさびの緩みってというのはただこれを叩いて戻しとけばいいだけの話こんな大げさに載せるべきことではありません。あと、土間たたきの修理なんていうのは、業者さんに頼まなくても対応手法は考えられます。例えば長屋門を移築したときに、子供の体験学習として新林小学校の生徒さんに参加してもらいました。当時、藤沢市の女性建築士の方たちが毎年新林小学校の生徒さんに建築体験をするイベントを開

催しており、その一環として長屋門工事現場でも行いました。現場の脇に壁土塗りと土間叩きの体験場所を作って 20 名弱の生徒が参加しました。そうした体験学習の場合、材料費と適当な指導者 1 人、例えばこの工事をやった方とか、今この点検報告書を作ってくださっている専門家の人とか、そういう人に指導者になってもらって 1 回やってみるのも良いと思います。だから工事として出す部分と、地域の子供たちや大人に昔ながらの建物維持手法を知ってもらうことを使い分けて、大事に伝えていくことが重要です。建物をちょっと自分たちも直してみたという経験は、市民の方の興味喚起に繋がると思いますし、工事で出せば 100 万円では済まないかもしれませんが、体験学習なら 10 万円ぐらいでできると思います。お金の使い道としては重要なことかと。その効果も含めて考えてほしいです。

委員 これはあれですか、この平成 6 年の 3 月に保守点検報告書を出してもらったってことですか。これは小池邸とか長屋門については、どちらからかあるいは郷土歴史課から現状かなり傷んでいるというような認識があって、それで急遽実施した分なのですか。それとも、年間を通じてというか毎年こういう形のものを行っている中で出てきた報告書なのですか。その辺はどういうことなのですか。

事務局 この今回の報告書は、毎年公園課に挙げられている管理報告書です。
委員 公園課に挙げられている報告書という、そうすると年に 1 回必ずこういう点検をやっているってことなのですか。

事務局 そうですね現状の確認というような意味合いです。
委員 私ちょっと記憶にあんまりないのですが、今回ここに出てきたってことは、急になったっていうよりも、着々というか、徐々に傷み出しているってことなんですか。今までもこの会議には出てきていますか。

事務局 そうです。以前も同じように劣化が進んでいるので、文化財としての価値を公園課に示すためのご意見をお願いします、というような形で、同じような報告をさせていただいております。今よりはやはり劣化はそんなに進んでいない状況でした。

委員 今、先生に説明していただいたのですが、補修をするとすると、主管課は、これを見ると都市整備公園課だから、ここが予算化して修理するってことになるのです。そうするとこの計画については、この公園課が補修計画っていうか、そのための整備計画みたいなものが作成するということになりますよね。ただそうですかと

というわけにはいかないでしょうから、こちらの郷土歴史課の方もあ
る意味で意見を出してもらい、参考にしながらやっていくっていう
ことになると思います。先生からご説明していただいたからある程
度わかるのだけれども、我々にとっては、1個1個これは軽微で、そ
れほど予算を伴わないものなのか、これは時間をかけてやってかな
り経費を伴うものなのかっていうことを判断するのは難しい。公園
課の方で、今やり始めているのですか。

事務局

毎年公園課の方では、財政当局に予算を計上しているのですが、当
然すごいお金がかかるので、本当に緊急修繕、そういうところしか
予算がつかないということで、うちとしては文化財っていう認識が
あるのですが、公園課としては公園の施設っていう認識をしてい
ますので、そうすると公園の中で優先順位っていうのがあるらしく
て、例えばブランコが壊れているとか、そっちの方が人命にも関わ
る可能性があるので、そっちが優先だよっていうと、なかなか最後
の古民家まで予算が回りきれないっていうのがもう何年も続いてい
るっていうような形です。そのため、経年劣化が進んでいるという
感じですよ。

委員

こういうものを必ず1年に1回報告書上がってくるからその上がっ
てきた時点で意見を言えるのかそれとも何か、この公園課と郷土歴
史課の間での何か組織的な会合の機会っていうのはあるのでしょうか。

事務局

今回初めてと言ったら変ですけど、なんかようやくこれはちょっと
うちとしても心配なことが大きくなったなっていうことで公園課と
協議をして、うちとしては文化財なのできちんと整備計画を立てや
ってほしいと言ったら、公園課のスタンスとやっぱり全然違うので、
その辺は今後どういうふうにしていこうかっていうのはちょっと課
題になっておまして、予算はどっちが持つの、うちが持って公園
課さんをお願いとか、まだちょっとはっきり決まってない部分があ
るので、今後皆さんからいただいたご意見をまとめて重要なものだ
から何とかしていこうっていうふうに投げかけをして、お互いにど
うしていこうかっていう話を進めていかなければいけないというふ
うに思っています。

委員

事務局が説明してくれたこの小池邸とそれからこの福原家の長屋門
のことだけじゃなく、他にもいっぱいこういうような、かなり朽ち
ている部分がある建物で保存管理しなきゃいけないものがあると思
うのだけれども、こういうものについて、ちゃんと修理しているのか

どうかわからないのだけれども、計画をたてて、予算化しなきゃいけないものについてはきちっと予算化するっていうことをしなきゃいけないと思います。その辺がちょっと私わからないのだけど、もう少しきちっと計画的にやった方がいいんじゃないかなって気がするのですが、個別に出されてくると、「そうですか」で終わっちゃうのですが、全体としてどうなっているのかなっていう心配なところはありますよね。これは感想なのでいいのですけれども、何かもしあればいいし、もし無ければもう少しきちっとしたものを作っていくようにした方がいいんじゃないかなという気はします。

委員長

そうですね。直営と言いましょか、そういう物件ではないので、間接的かというと、公園課が関わるし、郷土歴史課が関わるっていうような、なんかやっぱりちょっと何かコミュニケーションがないというか、そんな感じがいたしますよね。委員がおっしゃったように、何か一つ一つの文化財について、修理をするのか、維持管理でこうやっていくのかという計画性というのが、やっぱり求められるのでしょね。お金のかかることですからいろいろ説得していかなきゃいけないのだろうけれども、郷土歴史課としてこれはきちっとしていくべきところじゃないでしょうかね。先ほど委員からもおっしゃっていただきましたけど、非常にお金のかかる工事とそれから簡易的な応急処置で繋いでいかなければならないという現状があるのだろうと思いますね。やっぱり応急修理っていうのは、やらないとこれはいけないような気がいたします。お金を出してもらって、応急的な処置をしておかないといけないんじゃないでしょうかね。写真で見る限りですけど、報告書お読みになっていらっしゃるのでしょうけどやっぱり何かちょっと屋根の部分は草が入っちゃってこれでは雨漏りしちゃいますよね。せつかく市の指定をして保存していこうというそういう方向性だけは出ているのですが、その手当をやったりやらないといけないなという気はいたします。

事務局

委員のみなさまがおっしゃる通り、そもそも指定をして残すと決めるときに、それが10年後20年後50年後、どう残していくのか、どのようにお金がかかるかということは、きちんと考えておかなければいけなかったことなのかな、と考えております。ただ、計画的な取り組みができてなかったっていうところを反省しつつ、この建物だけに限らないいろんな形で、指定するときを考えていかなければいけない。はじめに将来を考えていくということも含めて、文化財保存活用地域計画の中で方向性を出しつつ、それぞれの事業を担って

委員

いる部署にはそれぞれ計画的に取り組んでもらうよう働きかけが必要だと思います。

付け加えるとすると、こういうひどい状態って必ずしもここだけの話ではなくて、国の重要文化財などでも、国の補助金をもらって修理に着手するまでの間は、もっとひどい状態があったりします。その間何もしないで朽ちさせておき、「何とかしてください」と訴えるのもインパクトはあるのですけれども、「放置しておいてよい」という話ではないです。まず地元の市町村が、あるいは所有者さんがどこまで頑張れるのかっていうことで、全部の葺き替えを自分でやりましたってことはないのですが、ちょっとした修理についてはできることはやっています。その中で何とか自分で頑張って処理した実績を踏まえて、国庫補助事業も申請を出したりするのですよね。つまり、20年に1回程度の国庫補助事業修理だけをあてにするのではなく、日常の維持管理でどの程度頑張っているのかということが重要です。つまり、破損の兆候があれば、それ以上傷めないためにはどうするかっていうことに迅速かつ具体邸に対応することが重要です。国の重文でも傷んだ背面下屋の杉皮屋根にベニヤ1枚置いておいて、本格修理前のわずかな期間をしのぐ場合もあります。その間は恰好悪いけれども、それ以上傷めないためには重要で、応急的であってもまず対応することが大事です。その中で体験学習的にできるようなこともある。何でもかんでも業者さんに見積もりを取って、何百万かかるからやめますとかですね。指定したときに、課長さんおっしゃるように、どのくらいの工事が将来必要なのかっていうことも当然想定して予算確保する必要があるのですが、そればかり考えてしまうと、指定するのをやめようという話になりかねません。多くの市町村が建造物の文化財指定に慎重なのはそのためだと思います。指定してしまうと、維持修理費がいくらになるのだろうみたいなことがまず頭に浮かぶであろうことは理解できますが、建造物の維持は必ずしもお金をかけるばかりではない。価値を残しつつ、どこで破損を食い止めるか。その辺に関しては委員会としても積極的に協力して、早めに手を打ってお金や手間をかけない方法で維持する実績を作ると良いと思います。新林公園の件については、私も関わっていたので、声かけていただければと思います。よろしくお願ひします。

委員

これについては、物の指定なんかも含めて遺跡とかそういうものについての修復をするということなんかは結構あるのだけでも、市の

予算の立て方ってよくわからず承知してないのですが、普通一般的にこの文化財保護を担当している課とか部は、こういうものについても、修理費っていうのを必ず計上してますよね。年間でどれぐらいっていう金額があってそれで追いつかないものについては大型修理になるので、特別予算を年度年度で提出して認めてくれるかっていうことがあるのですが、その辺については私もちょっと明らかじゃないですが、大野先生がおっしゃったように、県とか、横浜だとか、川崎だとか、そういうところは修理費をちゃんと計上していて、そして今年はどうやろう、来年はどうやろう、それから何年かかけてここまでやっちゃおう、とかっていうことをやっている。そういう予算の組み立て方はしているのですか。要するに修理費、修繕費とかいう項目はあるのですか。

事務局

所管の問題になると思います。予算の付け方はどうしてもそれぞれの部署でというような形になるので、我々はその文化財の指定や文化財に対する考え方をお伝えすることはできますが、公園の中のいち施設という扱いになると、公園の中の修繕費で修理をする扱いにどうしてもなってきてしまいます。長期的なある程度のスパンでの修理も担当課の方では考えてくれてはいますが、やはり緊急性の高いものを優先してしまうというので、結果として今みたいな形になっていると考えております。ただ、我々のイメージではきちんと直さなければいけないと考えてきた中で、委員からはようは、メリハリというか、やり方次第なんだよというご意見をいただきました。そうすることで、お金がかからず効果もよりある方法もあるということをお教えいただいた中で公園の担当課の方に投げかけをするなど取り組んでいけるかと思っております。

委員

実は新林公園は私も小学校の教頭でおりましたので一番懐かしい。こんなになっちゃったのかなと思って写真でびっくりしたのですが、しばらく行ってなかったのが今大野先生からもありましたように、当然公園課に移管されたときから所管が文化財から離れるのですから、これはどこの市や町でも基本的にそうになっていると思うのです。例えば逗子の例なんかですと公園にあります。徳川家達の別荘なんかは改装はされているのですが、結局公園課が最終的に管理をしています。ところが、移った途端に閉鎖になってしまっていて、何の使われ方もなくそのまま朽ち果てるのを待っているような感じです。正直なところ。ですから場所がないとか管理の意向によって、そういうことは予想されます。移管された場

合はそうなるなと思っておりましたから、それは絶対にやってくれるなって言ったんですけどね。でも、市の総合計画とかそういうものが関係で拒否はできないってことではなかったんですけども。ここもうっかりすると、そういうふうになりかねないですから、先ほど大野先生が言ってくださったように、例えば屋根なんかにつきましても萱とかねそういうものなんかももう 10 年どころか 20 年ぐらい前から予約をして、それで確保しないといけない時期ですけれども、そういうことも合わせながら、そして同時に、子供たちに屋根をやらせるのは危険ですが、子供たちのボランティアなんかもありますし、実際そういうものなんかも一つ予算の問題があるかもしれませんね。イベントを兼ねながらやれるような工夫というのも、逆に今度は市民にそういう大事なものがあるのかって一つ一つの場面提供として、今後考える必要があるんじゃないでしょうか。この写真を見ると、あまり点検されてないなっていう感想を持ちますね。担当課の方としても、やっぱり文化財の推進員さん、ああいう方々ね、やっぱり年何回か連絡取り合っていると思います。そういうところからも地域の文化財の推進員の方たちの情報なんかもぜひ集約してそういう情報を集約しておいたが、実際にやられていると思うのですが、時期をもう少し詰めて例えば春の時期、草が生えるような時期にやると。山だったら、どうしても秋口とか冬場にと、何かそんなふうと計画立てて、少しでも痛みの箇所の発見も早くなる。そして同時に、簡易な対応でも大野先生が言われましたように、簡易な対応でも可能なものが結構あると思うので。ですからそんな工夫もお金をかけずにやれるような方向性、さらに詰めていただくといいと思います。

委員長

はい。ありがとうございますいろいろご意見が出まして、少しシステムチックにこうしないといけないところがきっとあるのではようね。いろいろと課題、問題が出て参りましたと思いますので、その辺を踏まえて、文化財の維持管理っていうのでしょうかね。その辺はご検討いただくようお願いをしたいと思います。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは報告事項の方に入れさせていただきたいと思います。アイウエオカまでありますけれども、説明いただいて、よろしゅうございましょうか。一括でどうぞよろしく願います。

事務局

それでは最初に私の方からアイウについてご説明させていただきたいと思います。資料の 3 をご覧ください。令和 5 年度の事業報告に

なります。毎年度の最初の委員会で報告させていただいているものです。資料につきましては、実施事業を「文化財保護委員会」「文化財調査」「文化財の保存管理」、「文化財の普及・活用」「埋蔵文化財」の5項目に分けてそれぞれ項目内で時系列に並べております。事業の概要については、ご覧いただいた通りでございますが、かいつまんで説明させていただきます。まず文化財保護委員会でございますけれども6回開催を予定しておりましたが、実績としては4回になっております。文化財調査の方につきましては、文化財ハイキングコースの修正についてと事業の概要欄に書いてありますけれども、文化財保護推進員さんと当課の職員と一緒にハイキングコースを実際に歩きまして文化財の現状を確認しております。それから文化財保存活用についてですが、後ほど説明がありますが指定文化財の修理を実施しております。今小池邸と長屋門の話も出ましたが、こちらの方は民間の所有のものです。民間の所有の指定文化財に関しては、私どもの方で市指定文化財保存管理奨励交付金という形で日常的な簡易な修理ですとかあるいは管理についてかかる経費を交付しているのと同時に、大きな修理については、事業経費の3分の1を補助するという形で修理維持管理をしていただいております。それから文化財の普及活用でございます。例年の通りです各種講座、展示などを実施しております。令和5年度の特徴としては、小田急ロマンスカーミュージアムと連携して行った事業がいくつかございます。この資料では※印がロマンスカーミュージアム連携事業といえます。最後に埋蔵文化財の方ですけれども、内容的には例年変わらないのですが、令和5年のトピックとしては埋蔵文化財包蔵地のインターネット公開を開始しております。今までは紙に書いた地図で照会に答えておりましたので、窓口とか電話、FAXで答えていたのですが、インターネット公開することによって、事業者さんの方で自分で見ていただくことができる、照会はしなくていいという形になりました。昨年9月に始めて昨年度の照会件数が約30%減少しております。約半年間で30%減少しましたので、これが1年間となると相当減り、我々の事務負担についても当減ることになります。業者さんに関しても、わざわざ市役所まで来なくていいというメリットもあります。続きまして資料4のほうに参ります。令和6年度の事業計画になります。内容的には文化財調査や講座イベントなど現時点では未定のものもまだまだ多いのですが、ボリューム的には昨年度と同等となるようでございます。既に決定しているものとして

は、現在展示替え中ですが市民ギャラリーの常設展につきましては、既にどういうものをやるかというのは決まっております。資料に記載をしております。あと直近では今週の土曜日となりますけれども、Fプレイス、労働会館の方で講演会、江ノ島縁起～伝説から探る中世の江ノ島～というものを開催予定しております。内容的には未定の部分もあるのですが、10月6日には昨年度に指定をしました小栗判官関係の講演会を予定しております。続きまして資料5をご覧ください。江ノ島の現状変更の許可申請等についてということで、先ほど委員長からもお話がありましたが、江ノ島の現状変更に関してはオリンピックが終了しまして、あとコッキング苑の再整備が一段落しましたことから、大規模な現状変更っていうのは出てこない状況になってきております。大規模な現状変更、あるいは江ノ島の文化財としての価値に大きな影響を与えるようなものに関しては、この委員会の方に諮らせていただいておりますけれども、昨年度はいわゆるそういうものはございませんでしたので事務的に処理をさせていただき、今回事後報告という形にさせていただいております。新規申請分についてかいつまんでご説明をいたしますとNo.2に説明看板の設置というものがございまして、これ何の説明看板かといいますと、新聞やあるいは報道で話題になりました江ノ島のトンボロの説明をするための説明板になります。江ノ島の北緑地というちょうどトンボロから江ノ島に上がってくるところにある緑地のところに看板を設置しています。報道もされましたがトンボロが発生したときに仮設のはしごをかけ、歩いて本土から江ノ島のほうに渡れるようにしています。その階段を常設にしようという動きがありまして、その場合は現状変更の許可が必要になってくると考えております。それから備考欄に県事業と記載されているものがございまして、これはいずれも湘南港の中の施設になります。それからNo.9ですね仮設建築物等の設置および撤去でございまして、これは何かといいますと、女性センター跡地が今駐車場やコンテナ置き場になっておりますが、そこで3月に自転車BMXのワールドカップが開催されました。その会場の仮設設備を設置し、ワールドカップが終わったら撤去した、というものになります。以上簡単ですが昨年度の事業と今年度の事業計画、それから江ノ島の現状変更のご説明をさせていただきました。

事務局

続きまして資料6をご覧ください。指定重要文化財等の修理事業に係る実施報告になります。一つ目、資料6-1こちら市指定文化財等

修理等補助金を活用したものになります。まず一つ目は指定史跡です。大庭の舟地藏伝承地に立っているお地藏さんの覆屋、こちらの柱を修繕したものです。事業費 17 万 4900 円のところ市の予算から 3 分の 1 補助が出ますので、5 万 8300 円の補助的を支出しまして、柱と銅板のキャップを交換しました。次 2 件目 6-2 です。こちら江の島の青銅鳥居の錆等の除去作業です。こちらについては事前に保護委員会の方でもご報告させていただいた案件になっていますが、そちらの実施報告です。左右の柱および貫のところに鉄製の針金によって生じた錆びの除去になっています。処置の方法としましては錆をスパチュラやブラシ、スチールウールを使用して、全て足場を組み立てて手作業で除去という形になっています。あとは作業中にお菓子のガムが付着していたり、セロハンテープが付着しているのを発見したということで、そちらをスパチュラやアセトンを含ませたウエスで除去ということになっています。あとはそれらの除去の後に鳥居全体を水と刷毛で洗浄しています。資料の方にカラー刷りで実施前と実施後の写真を載せております。そんなに変わらないようには見えるのですが、局所ごとに見るとやはりサビの色味が薄まっており、全体を洗浄したということであまりだけ彫りが見やすく、実物を見ると、若干変化がわかるかなというところ。次 3 点目、資料 6-3、こちらは地域文化財総合活用推進事業を活用した修理事業であります。文化庁の補助金になりまして、いわゆるコロナ対策のために設けられ一昨年度から開始された新たな補助金になります。こちらの対象としては、地域に古くから継承されている地域固有の文化遺産で、指定文化財に関わらず補助しますよ、というものなのですが、そちらの対象としては、各団体からではなくて 1 市町村ごとに実行委員会を構成しなさいということで、実行委員会を構成するときも、保護委員会の方でご相談させていただいたかと思います。こちらによってまず一つ目、令和 4 年度補正予算なのですが実施報告としては令和 5 年度になります。藤沢市郷土芸能等保存継承実行委員会は 13 団体で構成されているのですが、その団体のうち 4 団体から申請がありまして、こちら全て申請額の満額の 850 万が採択されましてそれぞれ事業を行いました。江ノ島の天王祭では仮宮に立てる獅子頭の修理を行ったり、あと辻堂の諏訪神社および鵜沼皇大神宮の人形山車の方では山車や人形の修理を行いました。あとは藤沢鳶職保存会の方では半纏の新調を行っています。それぞれに実費を伴うのですが、かなりの割合で補助金が交付

されています。同じ補助金を用いまして、現在令和6年度予算分を申請していきまして、こちらの採択事業は決まっているのですが、実際の交付決定については8月頃になります。採択事業は、次の辻堂諏訪神社の人形山車の修理と、藤沢鳶職の帯の新調という事業を8月以降に行う予定になっています。続きまして資料6-4をご覧ください。こちら令和6年度文化財保存事業費ということで、国登録有形文化財の建造物に係る文化庁の補助金になります。こちらは本鵜沼にあります齋藤家住宅のうちの長屋門の修理事業です。こちらは昨年度不採択になったものを続けて申請したところ、今年度は採択されましたが、この補助金は設計監理費の50%しか出ないというところになっています。設計監理費自体が780万ほどかかるのですが、全ての建物の修理の経費は2700万ぐらいかかるということになって、こちらは全て所有者様のご負担で行っていただけるということになっています。資料6-4に齋藤家長屋門の現状に関する資料をつけております。以上です。

事務局

「オ 藤沢市文化財保存活用地域計画の策定について」、私から説明をさせていただきます。資料としてお配りさせていただきましたのは委員長あての藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会委員候補者の推薦についてというA4片面の資料になります。前回1月の委員会で、これから策定する予定のこの文化財保存活用地域計画についてご説明提案させていただきました。簡単に振り返らせていただきます。文化財を保存と活用、両面から考えていくということで基本的な方針などを定めた大きな計画と、それから具体的な行動などを定めた、アクションプランと呼んでいますけれども、個別の取組、そういったものを書いた計画になっています。これを令和度6年度から、3年間かけて文化庁の認定まで取っていくものでございます。また、この計画を策定するにあたって、策定協議会というものを設置してまいります。この文化財保護委員から、お1人どなたかに協議会にご参加いただきたいということをご説明させていただきました。その候補者の推薦ということで今回依頼文を出させていただいたものになります。この文書自体はもう委員長のお手元にお出ししておりますけれども、委員長に代わって事務局から説明をさせていただきますと、概要としましては、保護委員会からお1人出いただきたい、それから任期としては第1回目の会議を7月に開催したいと考えておりますのでそこからスタートしまして、約3か年この計画の認定日までということをお願いしております。こういった内

委員長

容で文章の方出させていただいておまして、この保護委員会さんからどのように選出をいただくかということで委員長にはご相談をさせていただいたのですけれども、もしよろしければ委員長にこの会を代表してご出席をいただきたいと考えております。もし何か異論がなければそのようにさせていただければと思います。以上です。はいどうぞ、先に報告事項全部説明してもらいましょうか。今までの件については。また後程ご意見を伺えたらと思いますけれども。展示収蔵庫とかもあります。

事務局

一緒に説明させていただきます。先ほど冒頭に課長の挨拶の中で手法も再整備という形でしたら、方向を変えまして、展示機能も付いたものを検討していく形で一本化することです。これからどういうものを作るか、とそういう話を詰めていくような形になっておりますので、今のところその具体的にどんなものを作るかっていうところは未定になっております。あわせまして市内4ヶ所に収蔵品や仮収蔵庫があるのですが、その中の収蔵品も当然新しい収集情報に移す段階で整理をしなければいけないというところで、特に民具に関しましては、ボランティアさんの活用もしながら民具の整理をしているというような状況でございます。できるまでには整理をして、いろんな片付け等も行いながら、最終的には綺麗に保管して展示とか活用ができるような形で進めていきたいなと思います。以上です。

委員長

はいありがとうございました。報告事項ということで、一気にご説明をいただきましたけれども何かそれぞれについてご意見があれば、お気づきのことがあればお願いをしたいと思います。令和5年度の事業報告、6年度の事業計画、江ノ島の現状変更状況ですね。市の指定文化財および国の登録文化財の修理という話。はいどうぞ。

委員

資料6-2ですが、鳥居の番線（仮設工事で用いる結束用鉄線）締め跡が綺麗になったのはよかったと思う。大事なのは、今後同じことを繰り返さないように注意していただくということです。何か看板みたいなものを番線でくくりつけた跡じゃないかと思うんですけど、「そういう行為はすごく困ったことなのでやめてください」という注意喚起は必要だと思う。それと資料6-3はずいぶんとお金がついた。やはりタイミングよく補助金を獲得できるようにアンテナを張っておくってすごく大事なことですよね。茨城県の真壁町っていうところ、今は桜川市になっていますが、そこにはいろいろな補助金を上手に取ってくる達人がいて、文化庁の補助金以外にも様々なも

のを上手に取っている。市の予算獲得を頑張るだけでなく、こうした情報をもと様々な事業を展開するというのもとすごく大事ですよ。補助金メニュー検索ばかりやっているのも大変でしょうが、今回のように大きな補助事業を取れば大きいですよ、山車の件はは変大きな成果だと思うので、今後もぜひやっていただければと思います。斎藤家の件は設計監理費がものすごく高いのですが、これはどんな設計監理なのですか。工事費の4割ぐらいですよ。

事務局

専門的などころはちょっとわからないのですが、これで設計監理の他にこの設計監理の監督者でしたっけとか監督指導料みたいなものもプラス加算されておりまして、そちらも全て予算の各項目だったり、監督その指導者の免許証とか身分証明書とかも文化庁に申請した上での受理となっていますのでそんな計算が桁違いに違うとかそういうことにはなっていないかと思います。

委員

この登録文化財の設計監理費に50%補助を出すっていうのは基本的にはきちんとした修理をやってほしいという目的で、国が認めた主任技術者の資格を持つ人が少なくとも内容をチェックするということですね。先ほどおっしゃったどなたか専門の方がついて設計者を指導し、設計者が歴史的建造物修復を勉強しながらしっかりとした工事をやる。それで手間がかかるということなので、手間がかかる部分を文化庁が補填しましょうということです。そのため設計監理料は一定の金額になると考えられますが、3割以上ということになると、その内容がどういうことは注意した方がいいですよ。一般的な建築の設計監理ですとか、5%ぐらいのはずなので、10%を超えると設計監理費としては結構な比率なのですが、文化財の場合は本当に手取り足取りみたいな形で指導してもらえるのであれば3割ぐらい支払うこともあります。ただし、この見積もりは4割なので、そうすると先ほどの内容の中に耐震設計みたいなもの入っていて、それがどのぐらいか、などの内訳はチェックした方がいいと思う。先日も公共団体指定の茅葺き修理で、とんでもなく高い茅葺見積もりがあって、私は高い高いと言い続けていたのですが、実際にいい加減な積算で、相当な金額を浪費していると言わざるを得ない例がありました。それは税金を納める人に対して失礼なこと。そのため十分気をつけることなので、ちゃんと計上経費(800万近いお金)がどう使われるのかということを確認するとはすごく大事です。ですから内容はしっかり把握をして説明を求めるといえることが必要だと思います。斎藤さんのところは主屋も調査しましたので、長屋

門に続いて主屋の工事もあるかもしれません。長屋門については、この金額でのやり取りになるのだろうと思いますが、長屋門の修理に2000万円かけるということになると、主屋はいくらの見積もりになるのか心配になります。いずれにしても長屋門においてどういう工事をするのか注視することが必要です。以上です。あと先ほどの保存活用計画の策定に委員長が出ていただけるのは大変ありがたいことですが、横浜市と川崎市でも策定計画をやっています。保護委員会委員の先生方が出て行かれて指導されると同時に、逐次内容が文化財保護委員会にてこれでよろしいかっていう確認を求められるのですが、その辺はどうですか。委員長が出てれば全部一任というわけではないですよ。

事務局 おっしゃるとおりです。文化財保護委員会の方でももちろん適宜ご報告やご意見をいただくなど、そういった形でご協力をお願いしたいと思います。

委員 内容に関して意見をすることはあるのですね。以上です。終わります。

委員長 他によろしゅうございましょうか。先ほど説明がありましたけど藤沢市の文化財の保存活用地域計画で教育長さんから何か委員会から1人出せというご命令でございすけれども、よろしければ、私が代表という形で参加したいと思っておりますけれどもよろしゅうございましょうか。それとですねちょっと一つ質問があるのですが、先ほどカのところですね、報告事項のカの方で展示収蔵施設というこれは名前ネーミングが変わりましたね。展示という言葉が入ってまいりましたけれども、逆に言うとこれはそういう方向性が内部で確認されたということですか。

事務局 収蔵品をしまっておくだけの倉庫を作るのに税金を使うのか、それとも市民の皆さんに藤沢の歴史を感じてもらったり、体験してもらったりと市民の皆さんに還元できる施設として税金を使っていくのか、そういったところを見直しするため、現在検討を進めています。市としては記載をさせていただきました通り、その展示と収蔵を兼ね備えた施設を作っていきたいと考えており、今年度は生涯学習部として、展示収蔵施設の整備に重点的に取り組む事業とする、また市としても力を入れてやっていきたいと考えています。

委員長 はい、ありがとうございました。よろしゅうございましょうか報告事項一括でご説明いただきましたけれども、特にご意見がないようでございすので、報告事業についてはもうこれで終わらせていた

- 事務員 だきたいと思います。それでは続きまして(3)の方のその他というのがございますけれども、これについてご説明をお願いいたします。
- 事務員 片瀬の諏訪神社に山車があるのですが。所有の町内会から指定文化財にしてほしいというような申し出というか、非公式の申し出があり今対応をしております。今後どういう方向性でいくのか、また改めて保護委員会には諮らせていただきます。山車が見られるお祭りが8月24日に開催されます。今回は、保護委員会としての視察という形にはなりません、都合がつく方はご覧になってください。ご案内までさせていただきます。以上です。
- 委員長 これは先ほど説明のあった文化庁の補助金をもらって山車の修復をするということですか。
- 事務員 現時点では文化庁の補助金をもらえるのは実行委員会ということで、今回まだ片瀬については指定文化財にはなっておりませんので実行委員会に加入しておらず対象外となっています。お話をさせていただいている中では結構な金額がかかるということもあるので、他の補助金の活用もご提案させていただいています。補助金とは別に、指定にあたるものかどうかというご相談をいただいております。調査等行う必要があるかと考えているところです。
- 委員長 はい。ありがとうございました。
- 委員長 他にいかがでございましょうか。ご質問等があればと思いますがよろしゅうございましょうか。はい、以上で用意していただいた議題は終わりたいと思います。ありがとうございました。特にご発言が他にあればお願いをしたいと思いますが。よろしいでしょうか。事務局の方に司会を返えさせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。